

## 小川町防災ハザードマップ作成業務仕様書

### 1.目的

本書は、小川町(発注者)が、作成を予定する小川町防災ハザードマップ作成業務の仕様について定めるものとする。

### 2.納入

- (1)納入場所:埼玉県比企郡小川町大字大塚 55(小川町役場 防災地域支援課)
- (2)納入期日:令和9年1月31日
- (3)納入条件:小川町内指定の1箇所(仕分けなし)

### 3.成果品

- (1)印刷物
  - ア)タイトル:小川町防災ハザードマップ
  - イ)部数:B4 冊子:15,000 部/A0 一枚地図:25 部
- (2)ホームページ掲載用データ
  - ア)タイトル:同上(住民に対する公表を目的とした小川町ホームページでの掲載)
  - イ)部数:1 式

### 4.成果品仕様(印刷物:B4 冊子)

- (1)規格:B4 冊子 44 ページ(表紙・裏表紙:2 ページ+記事・地図:42 ページ)
- (2)色数:4C(オフセット平台印刷)
- (3)用紙:表紙:上質紙四六判 135 kg本文:上質紙四六判 90 kg 表紙・裏表紙:PP 加工
- (4)製本:中綴じ
- (5)加工:表紙対向左上穴あけ加工(Φ5mm)※吊り下げを目的
- (6)校正:3 回
- (7)備考:仕分けなし

### 5.成果品仕様(印刷物:A0 出力図)

- (1)規格:A0 サイズ
- (2)色数:表:4C 裏:0C
- (3)用紙:普通紙(プロッター出力)
- (4)加工:厚口両面ラミネート加工(折りなし)
- (5)校正:1 回

## 6.成果品仕様(ホームページ掲載用データ)

- (1)規格:印刷物同様
- (2)色数:印刷物同様
- (3)形式:PDF 形式(解像度:72dpi 以上)

## 7.収録する各種情報(印刷物:B4 冊子)

### (1)記事

- ア)防災(自助・共助)に関する住民の学習及び理解に資する収録内容とする。  
警戒レベル、マイ・タイムライン、ハザードマップの見方、洪水・風水害対策、土砂災害対策、地震対策、避難所一覧、持出品及びセルフチェック等
- イ)受注者は、上記項目に沿ったページ構成を策定するものとする。
- ウ)詳細および上記以外の記事に関しては、発注者・受注者間で協議の上、決定するものとする。
- エ)受注者は見やすいデザイン(文章のほか、図・表・イラスト・配色等)に十分配慮するものとする。

### (2)地図(背景図)

- ア)発注者が指定する頁内で小川町の指定地域が収録されるよう縮尺が設定されていること。
- イ)背景地図は、最新の白地図を使用することとし、国土地理院発行の基盤地図情報相当の精度を有すること。また、縮図は全ての建物の形状が確認できること。

### (3)地図(重畳情報)

- ア)受注者は以下の情報を地図上に重畳するものとする。  
情報名:洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、水害リスク想定区域、避難所、避難場所、福祉避難所、要配慮者利用施設
- イ)その他の収録情報に関しては、発注者・受注者間で協議の上、決定するものとする。

## 8.収録する各種情報(印刷物:A0 出力図)

### (1)記事

- ア)防災(自助・共助)に関する住民の学習及び理解に資する収録内容とする。  
避難所一覧、その他の記事(B4 冊子に収録されている一部内容)
- イ)受注者は、上記項目に沿ったレイアウト構成を策定するものとする。
- ウ)その他の記事に関しては、発注者・受注者間で協議の上、決定するものとする。
- エ)受注者は見やすいデザイン(文章のほか、図・表・イラスト・配色等)に十分配慮するものとする。

### (2)地図(背景図)

- ア)紙面に小川町の指定する地域が収録されるよう縮尺が設定されていること。

イ)背景地図は、最新の白地図を使用することとし、国土地理院発行の基盤地図情報相当の精度を有すること。また、縮図は全ての建物の形状が確認できること。

### (3)地図(重畳情報)

ア)受注者は以下の情報を地図上に重畳するものとする。

情報名:洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、水害リスク想定区域、避難所、避難場所、福祉避難所、要配慮者利用施設

イ)その他の収録情報に関しては、発注者・受注者間で協議の上、決定するものとする。

## 9.必要情報の貸与

(1)発注者は受注者に対して、本業務で必要とする各種情報を貸与するものとする。

(2)洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、水害リスク想定区域は Shape 形式、避難所、避難場所、福祉避難所、要配慮者利用施設等は Excel 形式とする。

(3)その他情報の貸与形式・方法は、発注者・受注者間で協議の上、決定するものとする。

## 10.特記事項

(1)業務遂行にあたって、受注者は業務責任者(必要であれば各工程別の責任者)を定めるとともに、貸与するデータ資料及び成果物等の管理に万全を期すものとする。

(2)発注者が受注者に対し貸与した物品については、本業務終了後、速やかに返却するものとする。